

第 61 号

令和 8 年度熊本県下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	3,439,661 千円	20,000 千円	3,459,661 千円
第 1 項 営業費用	3,340,403 千円	20,000 千円	3,360,403 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「901,287 千円」を「901,954 千円」に、「436,908 千円」を「437,575 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,630,525 千円	79,333 千円	2,709,858 千円
第 1 項 企 業 債	975,580 千円	26,000 千円	1,001,580 千円
第 4 項 補 助 金	1,258,750 千円	53,333 千円	1,312,083 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	3,531,812 千円	80,000 千円	3,611,812 千円
第 1 項 建設改良費	3,051,946 千円	80,000 千円	3,131,946 千円

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的に「八代北部流域下水道災害復旧事業費」を加え、起債の限度額に「26,000 千円」を加える。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊本県知事 木 村 敬